

1. 件名：「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学センター、大洗研究開発センター及び人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の不適切な管理の改善計画に係る面談」

2. 日時：平成29年1月10日（火）14時40分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁10階北奥会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）付

長谷川安全規制調整官、西村安全管理調査官、沖田管理官補佐、猪俣安全審査官、笠原係長、江田原子力保安検査官、赤澤安全審査官、塩川原子力規制専門職、堀間係員、太田安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 室長 他14名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、平成28年12月27日の原子力科学研究所の面談結果を踏まえ検討した、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究開発センター及び人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の不適切な管理の改善計画に係る説明があった。

（1）原子力機構から、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究開発センター及び人形峠環境技術センターの改善計画について、配付資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、以下のとおり伝えた。

- ✓ 使用予定のない核燃料物質が、貯蔵施設及び廃棄施設以外の場所で、使用後に長年放置されていた不適切な状態について、適切な状態に戻すための基本的な方針として、安全確保最優先で行うこと、その際、無駄な投資をしないこと、できるだけ早く行うことが重要である。
- ✓ 本日説明があった計画は、基本的に3分類（①現行の許可のもと、既施設に貯蔵又は廃棄する。②現行の許可のもと、処理を行い、既施設に貯蔵又は廃棄する。③許認可手続きの後、貯蔵又は廃棄）して、日程を示しているが、それぞれの確かな物量及び作業量の把握が必要であり、特に②及び③に関しては確実な実施計画を策定し、進捗管理を行うこと。
- ✓ 施設ごとに貯蔵又は廃棄を検討しているが、事業所全体で一元管理するなどの検討も必要ではないか。
- ✓ 新たに貯蔵施設を追加設置すること以外にも、現状の保管場所を貯蔵場所とすることも含めて合理的な検討を行うこと。
- ✓ 作業に当たっては、保安規定に不適切な核燃料物質の後始末に関する特別な条項を追加することが適当ではないか。また、今後の核燃料物質の適切な管理のために使用計画等の管理プロセスの明確化等についても保安規定に追加することが適当ではないか。
- ✓ 機構全体として適切な管理状態に戻すための進捗管理を行い、毎月進捗状況を報告すること。なお、施設によって個別の事情があるのであれば、いつでも行政相談すること。

- ✓ 貯蔵または廃棄するにあたり、核燃料物質の処理が必要な場合、保安規定の変更手続きを待たず、現在行っている作業を進めても構わないが、その前に原子力規制庁に当該作業の内容及び安全確保策等について説明すること。
- ✓ 安全・核セキュリティ統括部は、自ら主体的に各施設の進捗管理等を行うこと。

(3) 原子力機構から、上記指摘を踏まえ、速やかに対応する旨の発言があった。

## 6. 配付資料

- ・ 核燃料物質使用施設における核燃料物質の不適切な管理に係る改善について（平成29年1月10日核燃料サイクル工学研究所）
- ・ 大洗研究開発センターの核燃料物質使用施設における核燃料物質の不適切な管理の改善について（平成29年1月10日大洗研究開発センター）
- ・ 人形峠環境技術センターの核燃料物質使用施設における核燃料物質の不適切な管理の改善について（平成29年1月10日人形峠環境技術センター）
- ・ 人形峠環境技術センターの核燃料物質加工施設における核燃料物質の不適切な管理の改善について（平成29年1月10日人形峠環境技術センター）